

箕面市教育委員会告示 第11号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により、箕面市英語指導助手短期仮住宅借上事業に係る入札後資格確認型一般競争入札（以下「入札」という。）及び入札の手続き等について次のとおり定めたので、同条第2項並びに令第167条の6第1項の規定により公告します。

平成29年 6月 28日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔

1 入札に付する事項

入札方式は、一般競争入札とし、競争入札の参加資格は開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。

入札にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、令その他関係法令に則り、本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守するものとする。

(1) 件名

箕面市英語指導助手短期仮住宅借上事業

(2) 借り上げ室数

5室

(3) 借り上げ期間

① 3室・・・平成29年8月2日から平成29年8月19日

② 2室・・・平成29年8月2日から平成29年9月9日

(4) 借り上げ物件の仕様

別添仕様書のとおり

(5) 借り上げ対象経費

借り上げ対象経費は、家賃、電気・ガス・水道の利用料金、手数料、火災保険料等の借り上げに係る全ての経費を含む。

2 入札参加資格

本入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たし、落札候補者としての決定後に行う入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものとする。

要件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後三年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成 8 年箕面市訓令第 2 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 引き続き二年以上その営業（不動産（居室）の賃貸）を行っていること。
- (4) 法人税、所得税、事業税、市民税及び消費税を納付していること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 199 条又は第 200 条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (7) 本入札の公告日から入札日までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外を受けていない者であること。
- (8) 借り上げ物件の所有権または市に転貸する権利を有する者であること。

3 契約条項を示す場所

〒562-0003

箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館 6 階）

電話番号 072-724-6714（直通）

4 本契約に関する事務を担当する部署

3 に同じ。

5 質問書に関する事項について

仕様書の内容についての質疑の方法、期間及び場所並びに当該質疑に対する回答の方法及び日時は、次の期間で実施する。

- (1) 質疑方法 添付している質問書を子ども未来創造局学校教育室宛に電子メールで提出すること
電子メール送付先：edugakkou@maple.city.minoh.lg.jp
- (2) 質疑受付期間 平成 29 年 6 月 30 日（金）まで
- (3) 質疑回答方法 質疑回答は市のホームページ内において掲載する

6 入札及び開札について

(1) 入札書の提出日時及び提出場所

①入札書の提出日時

平成29年7月13日（木）午前9時00分から午後5時00分までとする。

②入札書の提出場所

箕面市役所別館6階総務部契約検査室

(2) 入札書等の提出方法

次の要領で作成し、必ず持参すること。郵送又はファクスによる送付は一切認めない。

本市所定の入札書及び入札金額内訳書に必要事項を記載・押印のうえ、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「箕面市英語指導助手短期仮住宅借上事業に係る一般競争入札書」と朱書して、1部提出するものとする。

(3) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税相当額を減じた金額）を入札書に記載すること。

(4) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

(5) 入札参加者が代理人をして入札する場合は、委任状を提出し、入札書及び入札金額内訳書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって入札すること。

(6) 入札書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

(7) 入札書の開札日時及び開札場所

①入札書の開札日時

平成29年7月13日（木）午後5時10分

②入札書の開札場所

箕面市役所別館6階入札室

入札者立ち会いのもと開札を行う。

再度の入札は、初度の入札の開札時から立会を行った者のみで実施するものとし、立会のなかった入札者は再度の入札を辞退したものと見なす。再度の入札は、1回を限度とする。再度の入札を行う場合、入札書は当日配布するので、その場で記載・押印すること。

(8) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札候補者を決定する。

7 予定価格の区分

予定価格は契約期間の全室数に係る総額で定める。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の納付免除
- (2) 契約保証金の納付免除

9 契約書の作成

- (1) 契約書は、国土交通省の「賃貸住宅標準契約書」(改訂版)に準ずる。
- (2) 契約書は、物件(居室)ごとに締結する。
- (3) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

10 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- (3) 入札価格を改ざん又は訂正した入札
- (4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (5) 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
- (6) 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- (8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (9) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (10) 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (11) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (12) 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- (13) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (14) 入札金額内訳書が同封されていない入札
- (15) 入札書と入札金額内訳書の金額が異なる入札
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

11 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内に達した入札のないときは、再度の入札を行う。
- (3) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した額とする。

- (4)落札の候補者及び次順位者（原則二者以上）の商号又は名称、その入札金額については入札者全員に明らかにするものとする。
- (5)当該落札の候補者に競争入札参加資格がないと認められた場合又は当該落札の候補者の入札が無効とされた場合は、次順位者を落札の候補者と決定するものとする。

1 2 競争入札参加資格確認について

事後審査として、提出された(3)の書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合は当該落札候補者を落札者とする。

落札候補者は、以下のとおり必要書類を提出すること。提出された書類は返却しない。申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(1) 提出場所 3の場所に同じ。

(2) 提出方法

持参又は書留郵便（締切日必着）により平成29年7月18日（火）までに提出すること（日曜、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）。

(3) 提出書類（各1部）

- ① 競争入札参加資格確認申請書（様式第8号）
- ② 当該物件の登記簿謄本
- ③ 当該物件の仕様がわかる書類（重要事項説明書の写し等）
- ④ 当該物件が検査済証を取得した住宅であることがわかる書類、または別紙「既存建築物調査報告書」
- ⑤ 登記簿謄本（落札候補者が法人の場合）
- ⑥ 印鑑証明書 ※写し不可
- ⑦ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
- ⑧ 事業税の納税証明書
- ⑨ 市町村民税の納税証明書
- ⑩ 落札候補者が市に転貸する権利を有する者である場合は、所有者との間で交わした当該権利を証する書類（契約書の写し等で、所有者と入札者の押印があるもの）
- ⑪ 落札候補者が法人格を有しない場合は、二年以上の営業実績（不動産（居室）の賃貸）を証する書類（賃借料の入金分かる書類（銀行口座等）の写し、入居者との契約書の写し等）

(4) その他

入札参加資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。

提出期限内に提出しないときまたは前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことがある。

事後審査において不適格者があったときは、次順位者を落札候補者とし、適格者が

あるまで審査を行うものとする。

落札者を決定したときは速やかに当該落札者に対し電話等により連絡するものとする。

入札参加資格に適合しないと認める者に対して競争入札参加資格確認通知書（様式第9号）により通知するものとし、通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して2日（休日を除く）以内に書面により入札参加資格に適合しないと認められた理由について説明を求めることができる。

1.3 調達手続きの延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (4) 入札を中止した場合でも、入札参加に要した費用等は入札参加者の負担とする。

1.4 その他

- (1) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。